

平成29年5月25日

美作市長 萩原誠司様

美作市情報公開・個人情報保護審査会
会長 豊久朔代

美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号）第12条第1項に基づく
諮問について（答申）

平成28年1月21日付美作健康第563号に係る下記の諮問について、別紙の
とおり答申いたします。

記

平成27年度情報公開諮問第2号

①放課後児童クラブの公募に対して、応募者から提出された応募書類一式、②
訂正等修正した経過が分かる書類一式、③応募者へ通知等した文書一式の公開請
求に対し、非公開とした決定（美作健康第504号）に対する、本件異議申立人
（以下「異議申立人」という。）がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

本件異議申立ては，不服申立の利益が失われたと認められるので，却下が相当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公開請求

異議申立人は，平成27年12月4日，美作市長（以下「実施機関」という。）に対し，美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき，

- ① 放課後児童クラブの公募に対して，応募者から提出された応募書類一式
- ② 訂正等修正した経過が分かる書類一式
- ③ 応募者へ通知等した文書一式

について，公文書公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は，上記1の公開請求に対し，平成27年12月14日付美作健康第504号により公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は，平成28年1月7日，本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は，平成28年1月21日付美作健康第563号で，条例第12条第1項の規定により，美作市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して，本件異議申立てについて諮問を行った。

5 本件決定の取消し及び部分公開決定

- (1) 実施機関は、異議申立人とは別の者からの本件公文書に対する公開請求に対し、平成28年2月19日付で公文書部分公開決定を行い、市ホームページから誰でも情報を得ることができる状態となった。
- (2) 実施機関は、平成28年11月18日美作健康第538号により、本件決定を取り消し、併せて公文書部分公開決定を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件決定を取り消し、全部公開することを求めるものである。

2 異議申立ての理由及び主張

異議申立人の異議申立ての理由及び主張は、要約すると次のとおりである。

- (1) 本件決定は、公開請求権者を制限する規定や根拠がないにもかかわらずなされたものである。
- (2) 非公開とした本件決定は、指定管理者募集要項と異なった取り扱いである。
- (3) 平成27年度指定管理者選定委員会会議そのものが非公開であることと会議記録の公開・非公開とは区別して判断すべきである。
- (4) 本件決定は情報公開制度に対する認識に欠けたもので、条例9条8号には該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書で述べている説明は要約すると次のとおりである。

- 1 (1) 本請求は、指定管理者選定委員会の委員であり公開請求の対象となった事案において、極端な少数意見を述べた者によるものであって、合議制機関の公正又は円滑な議事運営の前提となる委員の信頼を傷つけるおそれがある。

- (2) 個人名については、個人情報に該当する。(条例第9条第2号)
 - (3) 候補者とならなかった団体名の名称、プレゼンテーションに係る情報等については、法人等情報に該当する。(条例第9条第3号)
 - (4) プレゼンテーションに係る会議については、非公開として行われた会議であり、公開することにより会議の公正かつ円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。また、未確認情報が含まれており、あたかもそれが事実であるかのように市民に誤解を与えるおそれがある。(条例第9条第6号～第8号)
 - (5) 請求対象文書は、公開請求時点において、議会で審議中の案件の基礎となる情報であり、審議途中でその基礎情報が公開された場合、第三者に恣意的解釈等が行われ、当該情報が歪曲されて伝わるおそれがあり、かかる事態になると、議員間に事実と異なる先入観を持つ者が現れるなど議会の意思形成に著しい支障が生じると認められる。(条例第9条第7号・第8号)
- 2 本件決定後、平成28年2月19日付で別の者からの請求に対して、担当者等の氏名、役員等の住所・生年月日、指定管理者とならなかった業者名を除き公文書を公開しており、市ホームページより情報を得ることができるため、「却下」を求める。

第5 当審査会の判断

1 本件決定について

本件決定は、平成28年11月18日付で既に取消されていることから、まず、本件決定の取消しを求める異議申立ての利益が存在するかを検討する。

2 異議申立ての利益について

実施機関から提出された理由説明書や資料によれば、実施機関は、平成28年11月18日付で本件決定を取り消し、同日付で新たに、異議申立人に対して、①個人名、役員等の住所、生年月日、②印鑑登録されている印影、候補者とならなかった団体が特定される情報、③候補者とならなかった団体の団体名

称、その他決算報告書、④他の法人との契約に関する情報を除き、部分公開決定を行っている。

本件異議申立てを提起した平成28年1月7日時点では、異議申立人には本件決定の取消しを求める法律上の利益があったといえる。しかしながら、その後、実施機関が本件決定を取消し、異議申立人に対し平成28年11月18日付で公文書部分公開決定を行ったことにより、異議申立人が取消しを求める決定は取り消され、対象公文書について新たに部分開示決定がなされたのであるから、この時点で本件決定の取消しを求める異議申立ての利益はなくなつたと認められる。

3 結論

よって、異議申立人の異議申立ての利益は現時点ではなくなっているものと判断されることから、異議申立人の主張について判断するまでもなく、本件異議申立ては却下が相当であると判断し、冒頭の結論に至つた。

第6 審査会からの意見

当審査会の結論は以上であるが、次のとおり意見を述べる。

条例は、情報公開制度の目的を「市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定め、行政情報の公開の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に関する理解と信頼を深め、市政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた市政を推進することを目的とする。」と定めている（第1条）。情報公開制度の重要性に鑑み、条例は、公開を請求できる者を「市内に住所を有する者」（5条1号）として住所以外に請求権者を特段限定していない。また、公開に当たっては原則公開を理念として、例外的に非公開事由を限定列挙している。

本件決定において、実施機関は、「極端な少数意見を述べた者によるものであつて、合議制機関の公正又は円滑な議事運営の前提となる委員の信頼を傷つけるお

それがある。」との主張を1つの理由として非公開決定を行っているものの、かかる実施機関の主張は、条例が請求権者を特段制限していないことや、非公開事由を限定列挙していることに反する主張であるといわざるを得ない。

実施機関においては、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適切な運用に努め、公開請求者に疑念を抱かれることのないようにすべきである。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成28年 1月21日	諮問書の收受
平成28年 1月21日	審議
平成28年 3月11日	実施機関の理由説明書の收受
平成28年 4月28日	申立人の意見書の收受
平成28年 9月 2日	審議
平成28年12月16日	審議
平成29年 3月24日	審議